

## 発注者の役割-1（公共編）

# 官公庁施設整備における発注者のあり方について

---

国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 頼本欣昌

平成30年2月

- 社会資本整備審議会答申  
「官公庁施設整備における発注者のあり方について」
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」  
(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)
- 営繕工事における働き方改革の取組  
(平成29年9月 国土交通省大臣官房官庁営繕部)

I. はじめに <背景、位置づけ等>

II. 公共建築工事における発注者の役割

1. 公共建築工事の特徴と発注者に求められること

2. 公共建築工事における発注者の役割

III. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

IV. 当面実施すべき施策 <国土交通省に求められていること>

V. おわりに <継続的な見直し等>

※答申における「公共建築」

官公庁施設（国や地方公共団体の施設）と同じ意味で使用

※答申における「公共建築工事」

工事に加え、その企画、調査、工事監理等を含むものとして使用

## 【背景】

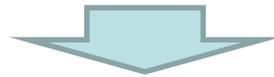
### ○平成26年6月 品確法等の改正

「予定価格の適正な設定」や「適切な工期設定」等の公共工事の発注者の責務を規定

### ○平成27年12月 「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」の中間とりまとめ

建設工事の発注者も含めた関係者の役割・責任の明確化について提言

### ○一方、国や地方公共団体の発注者の現状は、「体制や業務経験等が多様」であり、「発注者の業務内容も変化」する中、一部では、発注者としての役割を適切に果たすことが困難な状況



### ○社会資本整備審議会答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」

- ・平成28年6月20日諮問
- ・建築分科会官公庁施設部会(部会長：大森文彦 東洋大学法学部教授、弁護士)において審議
- ・平成29年1月20日答申

「公共建築工事の発注者の役割」を整理し、「その役割を適切に果たしていくための方策」を全ての公共建築工事の発注者（国及び地方公共団体）へ向けて提言

### ○「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第一版）を作成（平成29年6月 国土交通省官庁営繕部）

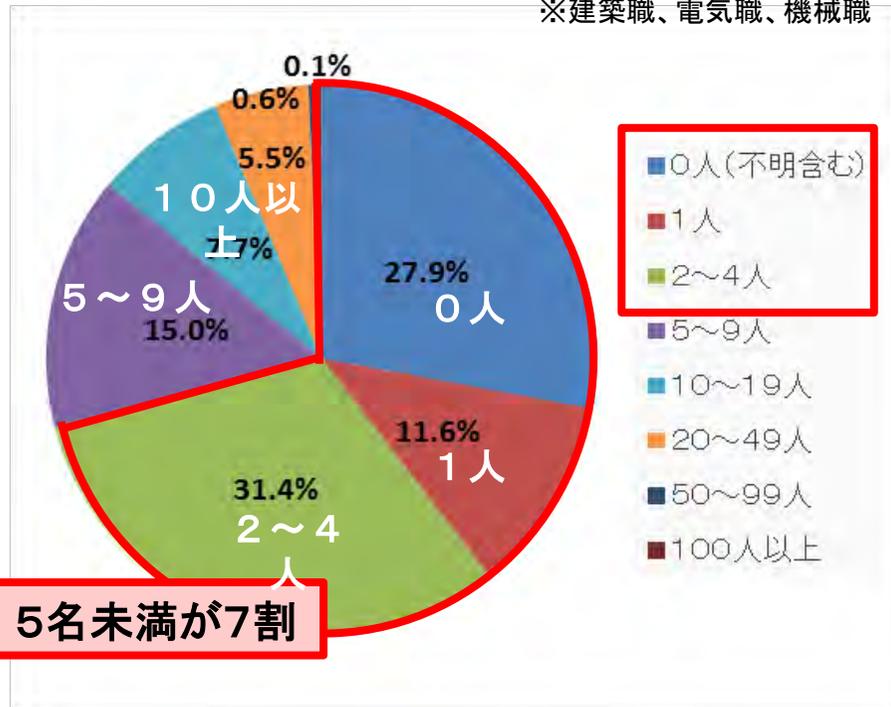
## 営繕の「体制」

「営繕職員」は、

- ・ 「5名未満」が7割を占めている。
- ・ 「10名以上」は2割に満たない。

### 営繕職員(※)の数

※建築職、電気職、機械職

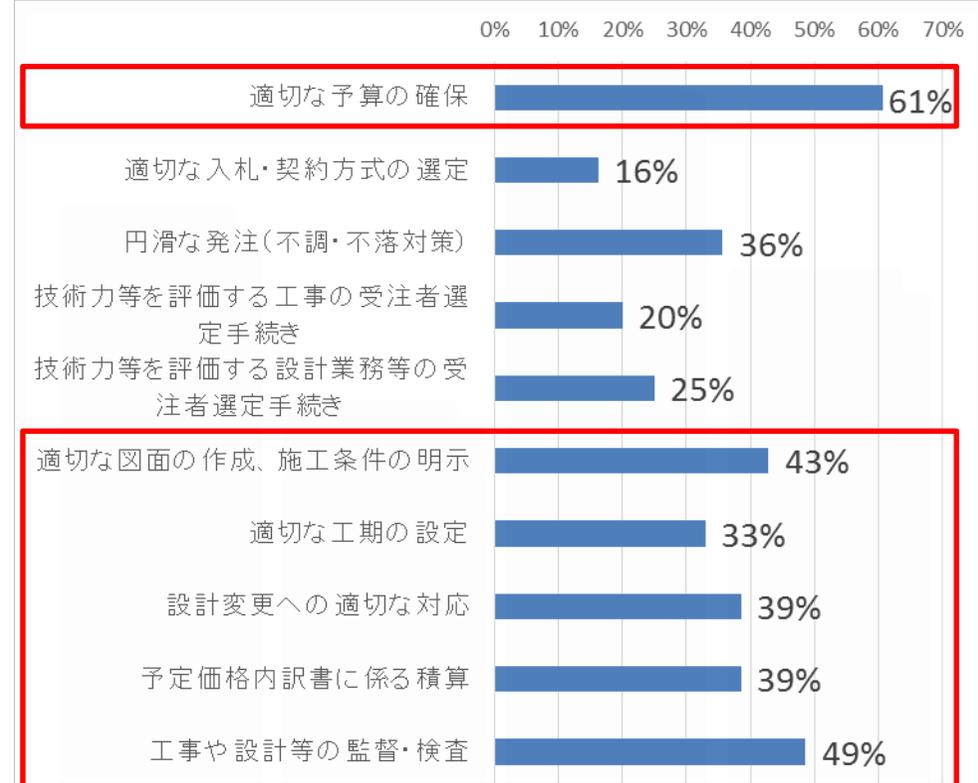


## 営繕に係る「困難な事務」

「困難な事務」は、

「予算の確保」、「個別事業の適切な実施」が多い。

### 困難な事務



# (参考)官庁営繕部の今後の政策の方向性 (H26' 政策レビュー報告書概要 一部修正)

## (1) 国の政策的課題

## (2) 官庁営繕の当面の課題 (再掲)

## (3) 官庁営繕の中長期的な施策の方向性 (現在案)

**防災・減災**

■ **防災・減災**

○ **国土強靱化基本法** (H25.12)

- ・同基本計画 (H26.3)
- ・人命の最大限の保護
- ・国家等の重要機能の維持
- ・国民の財産等の被害の最小化 等

○ **地震対策の推進**

- ・更なる耐震化の推進
- ・電力確保の促進等
- ・高天井対策の実施

○ **津波対策の推進**

- ・「津波防災診断」の促進 (各省各庁が実施)
- ・津波対策の実施 (施設整備と運用管理との連携)

地域防災との連携の推進

○ **災害対策活動拠点施設の業務継続のための技術支援**

○ **首都中枢機能の確保に資する施設整備**

○ **地域防災計画と連携した施設整備**

- ・合築等による総合的防災拠点の整備
- ・合築等による一時的避難施設の整備

**機能維持**

■ **老朽化対策・長寿命化**

○ **答申「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」** (H25.12)

- ・戦略的な維持管理・更新
- ・地方公共団体等への支援 等

○ **インフラ長寿命化基本計画** (H25.11)

○ **「地域における施設整備構想」の見直し**

○ **「施設カルテ」作成と技術支援**

○ **「長寿命化計画」策定の促進**

- ・各省各庁との連絡調整による促進
- ・都道府県等との連携による市町村支援

○ **更なる保全指導の推進**

- ・「中長期保全計画」の更なる促進 (各省各庁が作成)
- ・保全状況の良好な施設の更なる増進

長寿命化を見据えた地域との連携の推進

○ **地域連携による官公庁施設の再編・整備**

- ・地方公共団体との集約・複合化、空き床相互融通
- ・リノベーション、コンバージョン
- ・施設の相互利用、エネルギーの相互融通

○ **地域振興に資する施設整備**

- ・歴史的建造物保存・活用、文化・集会施設等の整備
- ・一体的整備による魅力的な景観・空間形成

**利便性向上**

■ **地域・まちづくり**

○ **まち・ひと・しごと創生総合戦略** (H28.12)

- ・都市のコンパクト化
- ・既存ストックのマネジメント強化 等

○ **地域との連携、歴史的建造物の保存を引き続き実施**

○ **既存施設の更なるバリアフリー化の推進**

○ **当該地域に求められる利便施設の併設**

- ・新築時、既存施設への併設を検討・推進
- ※利便施設：保育所、託児所、診療所、保健施設、図書館等

○ **メンテナンス技術の高度化・省力化の実現**

- ・データ蓄積による保全マネジメントの最適化
- ・ICTやロボット等による点検の高度化・省力化

**環境対策**

■ **グリーン化・木材利用**

○ **地球温暖化対策計画** (H28.5)

○ **政府の実行計画** (H28.5)

- ・温室効果ガスの総排出量の削減目標 等

○ **木材利用促進法** (H22.10)

○ **既存施設の更なるグリーン化の推進**

○ **更なる木造化・木質化の推進**

更なる環境対策

○ **省エネ技術・再生可能エネルギー活用技術の高度化への取組み**

○ **技術開発等を踏まえた木造化の促進**

**先導的役割**

■ **公共工事の品質確保**

○ **改正公共工物品確法** (H26.6)

- ・発注者の責務の明確化 (予定価格の適正な設定等)
- ・多様な入札契約方式の導入 (技術提案交渉方式等)
- ・地方公共団体への支援・援助 等

○ **新たな入札契約手法の導入検討**

- ・見積活用方式、価格交渉方式等

○ **あらゆる機会を利用した技術支援の実施 (コンサル機能の強化等)**

- ・HP公表 (基準類、各種手法・技術情報)
- ・公共建築相談窓口 (老朽化対策、不調・不落対策等)
- ・ブロック会議、地区連絡会議、講習会
- ・出前講座、発注手続支援

先導的な整備の推進

○ **規範となる発注者を目指した取組み**

○ **BIMによる生産の合理化・効率化** (設計・施工・維持管理の合理化・効率化)

○ **働き方改革の取組み**

建築分野において、先導的な役割を果たす

## 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割

### 公共建築工事の特徴

### 発注者に求められること

<民間建築工事との対比>

(1) 国や地方公共団体が主体的に行う事業



国民からの求めに応じた過不足ない適切な品質確保  
様々な政策課題の反映、国民に対する説明責任

主に税金を使って行われる事業

# 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割

## 公共建築工事の特徴

## 発注者に求められること

### <民間建築工事との対比>

(1) 国や地方公共団体が主体的に行う事業



国民からの求めに応じた過不足ない適切な品質確保  
様々な政策課題の反映、国民に対する説明責任

### <公共土木工事との対比>

(2) 発注部局と事業部局※とが異なる場合が多い



企画・予算措置を行う事業部局との連携  
(品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整)

※事業部局 : 建築物を所管し工事の企画・予算措置を行う部局

※発注部局 : 事業部局からの委任により、発注者の発注業務を担当する部局  
(営繕部局)

(例) ハローワーク(公共職業安定所)の整備

※事業部局 : 厚生労働省

※発注部局 : 国土交通省(整備局等営繕部)

(例) 県立高等学校の整備

※事業部局 : 県教育委員会

※発注部局 : 県営繕部局

# 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割

## 公共建築工事の特徴

## 発注者に求められること

### <民間建築工事との対比>

(1) 国や地方公共団体が主体的に行う事業



国民からの求めに応じた過不足ない適切な品質確保  
様々な政策課題の反映、国民に対する説明責任

### <公共土木工事との対比>

(2) 発注部局と事業部局※とが異なる場合が多い



企画・予算措置を行う事業部局との連携  
(品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整)

(3) 事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個別性が強い



多様な関係者から諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件のとりまとめ

(4) 設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用

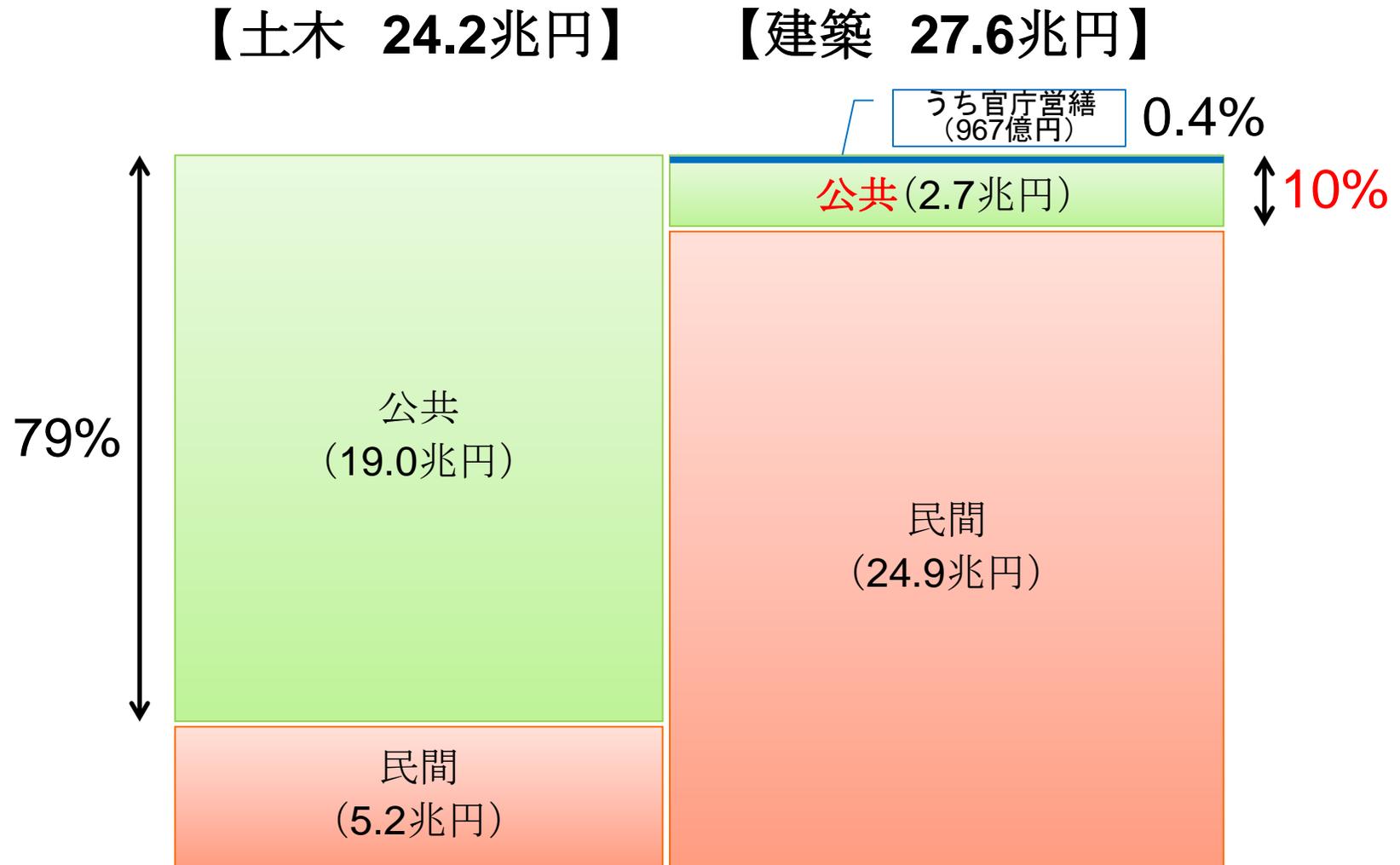


建築士が適切に業務を実施できるよう配慮  
業務内容を適切に設定、最も適切な設計者等の選定

(5) 建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さい



民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格への反映



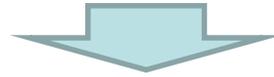
出典: 国土交通省「建設投資見通し」(平成28年度)  
官庁営繕の事業費は平成24～28年度の5年間平均

## 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割

## 公共建築工事の発注者の役割 (大きく2つに分けて整理)

① 企画立案等に関する事業部局との連携

公共建築工事は企画・予算措置の段階で工事の大枠の条件が決定する場合が多い



発注者は、工事の品質、工期、コストが適切なものとなるよう企画・予算措置を行う事業部局に対して技術的な助言を行うなど、この段階から事業部局と十分に連携を図る必要がある

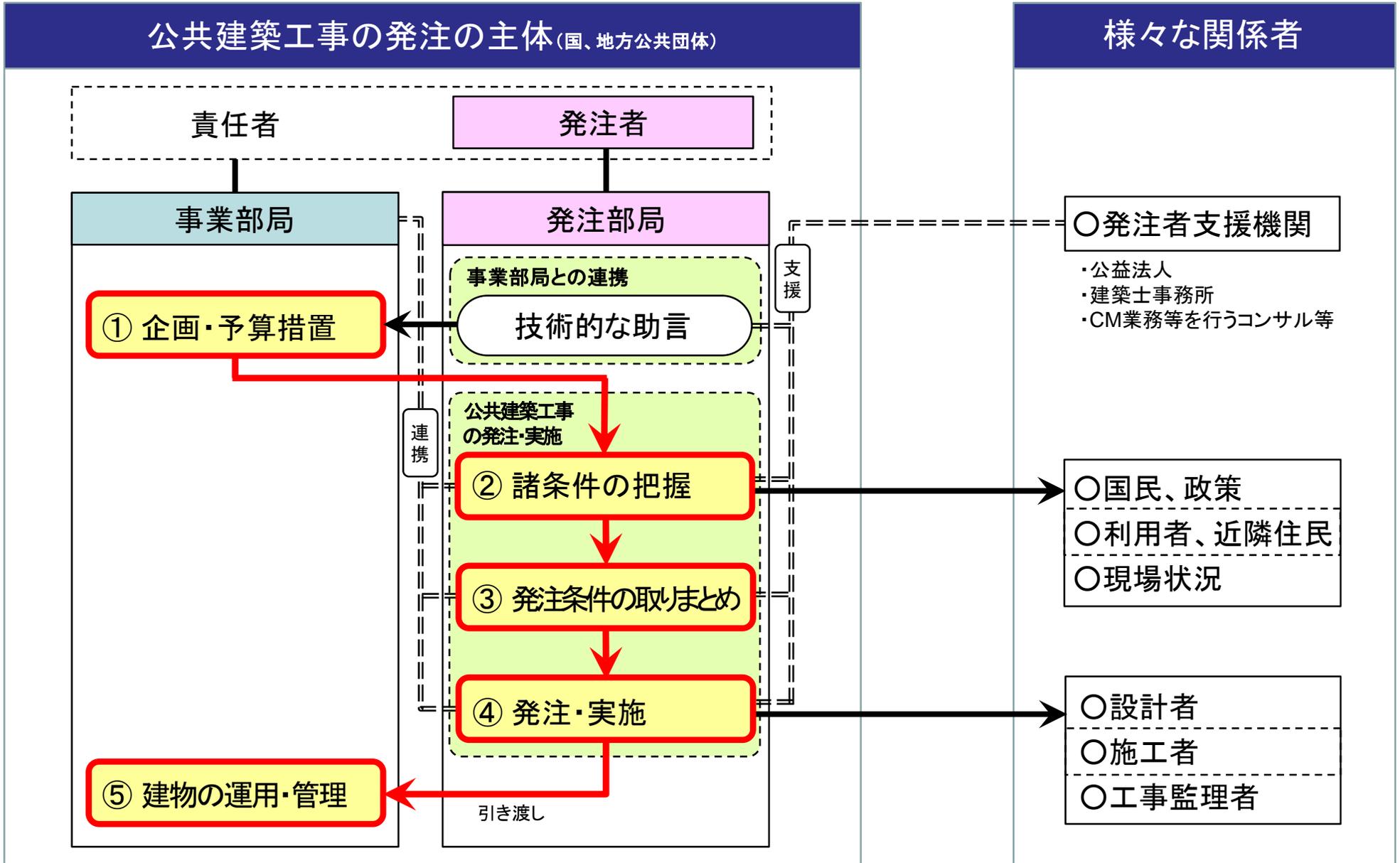
② 公共建築工事の発注と実施

発注者は、事業部局から公共建築工事の委任を受けた後は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件を把握・整理し、設計者、施工者等に示す発注条件として、適切に取りまとめる必要がある

発注者は、発注条件に基づき設計業務、工事等を発注し、適切に実施する必要がある

発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する国民に対する説明責任を果たす必要がある

# 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割



# 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割

## 公共建築工事の発注と実施 <諸条件の把握>

- 建築物や公共建築工事に求められる諸条件に関して、把握・整理する必要がある

① **事業部局**からの諸条件

② **多様な関係者**（事業部局以外の施設利用者、近隣住民 等）からの諸条件

※ 潜在的な諸条件についても把握するよう努める必要がある

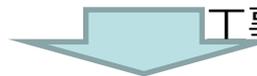
③ **国等の政策**（環境負荷低減、ユニバーサルデザインへの取組 等）

④ 公共建築工事に影響する**現場の状況**

敷地の地盤条件、都市計画、周辺環境、既存建築物の状況 等）

従前の土地利用や地歴情報、  
土壌汚染、地下埋設物等

コンクリート強度、中性化深さ、アスベストの有無等  
工事段階で行う方が合理的な調査あり



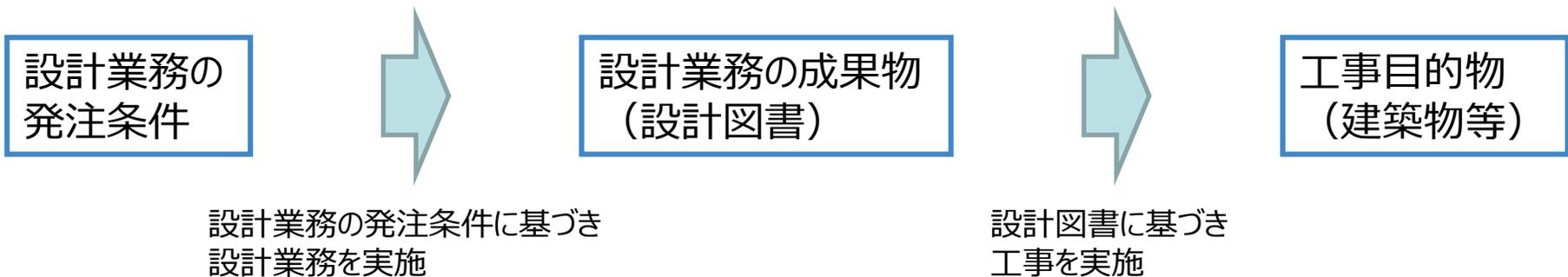
- 把握・整理した諸条件について、発注条件に取りまとめる

## 答申 Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割

## 公共建築工事の発注と実施 &lt;発注条件の取りまとめの際の留意事項&gt;

## 【発注条件の重要性】

- ・ 設計業務の発注条件に示されていない事項は、基本的に設計図書に反映されない
- ・ 設計図書に反映されていない事項は**工事にも反映されない**  
⇒ 必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件を取りまとめる必要がある



# 答申 Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割

## 公共建築工事の発注と実施 <発注条件の取りまとめの際の留意事項>

### 【発注条件の重要性】

- ・ **設計業務の発注条件に示されていない事項は、基本的に設計図書に反映されない**
- ・ 設計図書に反映されていない事項は**工事にも反映されない**  
⇒ 必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件を取りまとめる必要がある

### 【諸条件の調整と発注条件への反映】

- ・ 事業部局が作成した企画及び予算措置の内容に整合した発注条件とする必要がある

※ 把握した諸条件の内容が、企画及び予算措置の内容を上回る場合

※ 諸条件に相反や矛盾が見られる場合

⇒ 事業部局と必要な協議を行い、  
 工事の**品質、工期、コスト**が適切なものとなるように発注条件を取りまとめる必要がある  
 なお、発注条件は、**相互矛盾が無く、可能な限り客観的で明確なもの**とする必要がある  
 （可能なものは数値化する）

企画・予算措置の内容

||

把握した諸条件



設計業務の  
発注条件



設計業務の成果物  
（設計図書）



工事目的物  
（建築物等）

## 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割

### 公共建築工事の発注と実施 <発注条件の取りまとめの際の留意事項>

#### 【発注条件の重要性】

- 設計業務の発注条件に示されていない事項は、基本的に設計図書に反映されない
- 設計図書に反映されていない事項は**工事にも反映されない**  
⇒ 必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件を取りまとめる必要がある

#### 【諸条件の調整と発注条件への反映】

- 事業部局が作成した企画及び予算措置の内容に整合した発注条件とする必要がある

※ 把握した諸条件の内容が、企画及び予算措置の内容を上回る場合

※ 諸条件に相反や矛盾が見られる場合

⇒ 事業部局と必要な協議を行い、

工事の**品質、工期、コスト**が適切なものとなるように発注条件を取りまとめる必要がある

なお、発注条件は、**相互矛盾が無く、可能な限り客観的で明確なもの**とする必要がある  
(可能なものは数値化する)

#### 【発注条件の変更による悪影響への留意】

- 後になる程、**発注条件の変更は工事の品質、工期、コストに悪影響を及ぼす可能性が高くなる**
- 発注者は、可能な限りそのような事態が生じないように、適切な発注条件としておく必要がある

## 答申 II. 公共建築工事における発注者の役割

### 公共建築工事の発注と実施 <設計業務、工事等の発注>

○ 設計業務、工事等の発注は、以下に留意した上で適切に行う必要がある

- ・ 透明性・公平性を確保した上で、最も適した設計者、施工者等を選定

※適切な選定方法の採用、成績評価の実施と活用、等

- ・ 設計業務、工事監理業務の発注に当たっては、業務内容に応じた予定価格を適正に設定

※標準業務に含まれない業務内容を追加する場合は、該当する業務費用を付加

- ・ 工事の発注に当たっては、設計図書に基づき適切に積算数量を算出し、  
建築市場の動向を考慮して、工事内容に応じた予定価格を適正に設定

- ・ 設計意図伝達業務は、設計図書を作成した設計者に発注

※設計意図を正確に伝えるために工事の段階において行われる実施設計に関する業務  
設計者が、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事材料、機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等を行う

## 答申 Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割

### 公共建築工事の発注と実施 <設計業務、工事等の実施>

○ 設計業務、工事等の実施は、以下に留意した上で適切に行う必要がある

・ 発注者は、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を十分に行う

※発注者にも一定の技術力が必要。必要に応じ、外部機関の発注者支援を活用

・ やむをえず、設計、工事の段階において発注条件の変更の必要が生じた場合、事業部局と必要な協議を行い、工事の品質、工期、コストの整合がとれたものとなるように変更内容を調整し、契約変更を適切に行う

※事前調査に関して、設計者や施工者から、追加の調査等を提案された場合、発注者は、必要と認めるときは、追加の調査等の実施を指示し、契約変更を適切に行う

※既存建築物の状況が設計の段階までに把握しきれなかった場合、発注者は、工事の段階で状況を確認し、その結果を踏まえて、契約変更を適切に行う

・ 建築物を事業部局に引き渡す際には、建築物の使い方や維持管理・運営に必要な情報等について、適切に伝達する

※事業部局は建築に関する専門知識を有していない場合が多いことに十分に留意

# 答申 Ⅲ. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

- 発注者は、以下の方策を講ずることが望ましい

## ① 発注者の役割の理解の推進

- ・ 発注者は、本答申で示した**発注者の役割**について自覚すること
- ・ また、その役割について、それぞれの**事業部局**においても十分に理解されるようにすること

## ② 技術基準等の整備・活用と人材育成の推進

- ・ 発注者は、適切な業務遂行が効率的になされるように、**技術基準等の整備・活用**を推進すること
- ・ また、業務遂行能力を高めるために、**研修等による人材育成**を推進すること

## ③ 個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進

- ・ 発注者は、必要に応じ、**外部機関**や広域的な連携の仕組みを**活用して発注者支援**を受けること  
※ なお、外部機関を活用する場合においても、その**責任は発注者が負うことに留意**

## ④ 発注者間の協力や連携の推進等

- ・ 発注者は、**相互に協力や連携**を推進すること
- ・ また、**設計者、施工者等の団体等との意見交換**を継続的に行うこと

## 答申 IV. 当面実施すべき施策

- 国土交通省は以下の施策を推進し、発注者の業務が適切に行われるように努めるべき

### ① 発注者の役割の理解の促進

- ・ 発注者の役割の「解説書」を作成し、研修等を通じ、発注者の理解の促進を図ること

### ② 技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等

- ・ 技術基準等の概要やFAQ等を作成し、発注者へ情報提供すること
- ・ 公共建築工事に関する研修情報を取りまとめ、発注者へ情報提供すること
- ・ 発注者の業務における留意事項、不適切な運用等を取りまとめ、発注者へ情報提供すること
- ・ 発注者の先進的取組等の優良事例を取りまとめ、発注者へ情報提供すること

### ③ 個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備

- ・ 相談窓口の十分な周知を行い、個別の相談に対し適切な助言等を行うこと
- ・ 発注者の役割について、発注者支援を行う外部機関へ情報提供すること
- ・ 外部機関が行う発注者支援の情報を収集し、発注者へ情報提供すること

### ④ 発注者間の協力や連携の促進等

- ・ 各省各庁や都道府県等、設計者や施工者等の団体等との意見交換を継続的に行うこと

## ○ 解説書の主な内容

- ・ 公共建築工事の発注者の役割に関する解説

※地方公共団体からの意見等を踏まえ、解説する事項を選定（44事項）

- ・ 国土交通省の官庁営繕事業における運用事例

- ・ 技術基準、ガイドライン等の参考資料のタイトル・URL

※「公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト」に参考資料のリンク一覧を掲載



## ○ 解説書の内容については、今後、継続的に見直しを行う

※発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容の追加など

- 公共建築工事に関する発注者の業務内容等は、時代とともに変化していくため、発注者がその役割を適切に果たすための方策は、状況に応じて見直していく必要がある



- それぞれの発注者に求められること

- その役割を適切に果たすための方策として示した取組の実施
- それらの取組の状況に応じた継続的な見直し

- 国土交通省に求められること

- 自らが適切に発注者の役割を果たすとともに必要な取組を率先的に実施していくこと
- そのために、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を適切に進めること

- 本答申の「公共建築工事の発注者の役割」は、民間建築工事にも参考となるものと考えられる

## <経緯等>

- 平成28年9月27日 第1回 働き方改革実現会議  
(働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため設置)  
・  
・  
・
- 平成29年3月28日 第10回 働き方改革実現会議  
(「**働き方改革実行計画**」を決定)
- 平成29年6月29日 第1回 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議
- 平成29年7月28日 建設業の働き方改革に関する協議会  
(主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合が参画)
- 平成29年8月28日 第2回 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議  
(「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」の策定等)

## 4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

(現行の適用除外等の取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。

これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する (ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。

5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。

また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 建設業への時間外労働の罰則付き上限規制を適用に向けた取組の一つとして、**公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的に策定。**
- 国の発注工事においては、本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底。
- 地方公共団体等に対しても、速やかに準備を整え、取組を強化するよう要請。
- 民間発注団体に対しても、内容を周知、理解と協力を求める。

## 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

### 1) 請負契約の締結に係る基本原則

**受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。**

※建設業法（第18条、第19条等）：受発注者が対等な立場で公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないこと、工事内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁止など

※労働安全衛生法第3条：施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない

### 2) 受注者の役割

下請契約も含め、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。

### 3) 発注者の役割

**適正な工期での請負契約を締結する役割**を担う。また、**設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。**

### 4) 施行上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

## 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

### 1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、建設工事に従事する者の休日（週休2日等）の確保、労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」、降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数等を適切に考慮。
- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

### 2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を請負代金内訳書に明示等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

### 3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

### 4) 下請契約における取組 (略)

### 5) 発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関（CM企業等）を活用。

## 4. その他

- 本ガイドラインの取組状況についてフォローアップを行い、適宜、内容を改訂。

# 営繕工事における働き方改革の取組

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、**営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化(9月)**

(凡例：既往の取組 - 黒字 新規・拡充の取組 - 赤字)

○ 適正な 工期設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>公共建築工事における工期設定の基本的考え方</b>」に基づき、「<b>建築工事適正工期算定プログラム Ver. 2 (日建連)</b>」を活用した適切な工期設定、工期延期</li> <li>・設備工事の適正な工期確保のため、<b>概成工期 (受電時期の目安) の設定、建築工事の工程表による設備工事の施工期間確保の確認に同プログラムの活用</b></li> </ul>
○ 週休 2 日の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事標準仕様書において週休 2 日を適用</li> <li>・<b>原則、週 2 日現場閉所の試行とともに、週休 2 日工事をモニタリング</b></li> </ul>
○ 施工時期の 平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算取得の国債化 (適正な工期確保にも寄与)、余裕期間制度の活用</li> <li>・長期国債の活用などにより、年度末に集中する完成時期の分散化</li> </ul>
○ 予定価格の 適正な設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上</li> </ul>
○ ICTの積極 的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>BIM活用・施工合理化工法の施工者提案による採用等 (i-Construction)</b></li> <li>・<b>民間で進められている施工合理化工法の評価、標準化の検討</b></li> </ul>
○ 書類の 簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の簡素化 (現場での運用の徹底)、国の統一基準として工事の標準書式を制定</li> <li>・<b>ICT活用等による書類作成、情報伝達の効率化方策の検討(i-Construction)</b></li> </ul>
○ 設計意図の 的確な反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>遅滞ない設計意図伝達 (施工段階の設計) のため伝達時期を遵守する旨を規定</b></li> <li>・<b>各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映するため、工事契約後に決定すべき事項を適時に確定する仕組みを検討</b></li> </ul>

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進

# 公共建築工事の適正な工期設定に向けた取組

【国土交通省】 <業界団体、国、地方公共団体と連携>

「公共建築工事における**工期設定の基本的考え方**」を作成（平成27年10月） 改定（平成30年2月）

→ 週休2日を前提とした適正な工期確保のための留意事項

【日本建設業連合会】 <設備業界団体と連携>

「**建築工事適正工期算定プログラムVer.2**」を作成（平成29年7月）

→ 「基本的考え方」を踏まえた適正工期を算定

○ 営繕工事は、「基本的考え方」に基づき、「同プログラムVer.2」を参考に、適切に工期設定

→ **概算要求、工事発注**の各段階において、適切な工期設定が可能となる

「公共建築工事における**工期設定の基本的考え方**」のポイント（事業の各段階での留意事項等を記載したもの）

○ **調査及び設計段階**

- (1) 次の期間の十分な想定
  - ①現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
  - ②設計、入札契約手続及び施工の期間
  - ③近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3) 図面審査の確実な実施  
要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

○ **工事発注準備段階**

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

○ **入札契約段階**

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) **工期短縮に関する技術提案の原則禁止**

○ **施工段階**

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施

○ **その他留意事項**

- (1) **多雨**など自然的要因及び**労働事情**など社会的要因を考慮
- (2) **週休2日の確保**や**不稼働日**等を考慮
- (3) **受電時期**及び**設備の総合試運転期間**等の考慮 等

○ **工期の変更** **設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合**等において**適切な設計変更**等を実施

# 各工程の適正な施工期間の確保

○ 施工中の後工程にしわ寄せを生じさせないよう、各工程ごとに、適正な施工期間の確保が必要

⇒ 「建築工事適正工期算定プログラムVer.2」を参考に、下記の取組を実施

## 【工事発注段階】

○ 発注者は、

総合試運転調整の期間を確保するため、

概成工期※を設定（新築工事を対象）

※ 総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障ない状態まで完了しているべき期限

## 【施工段階】

○ 監督職員は、実施工程表において、

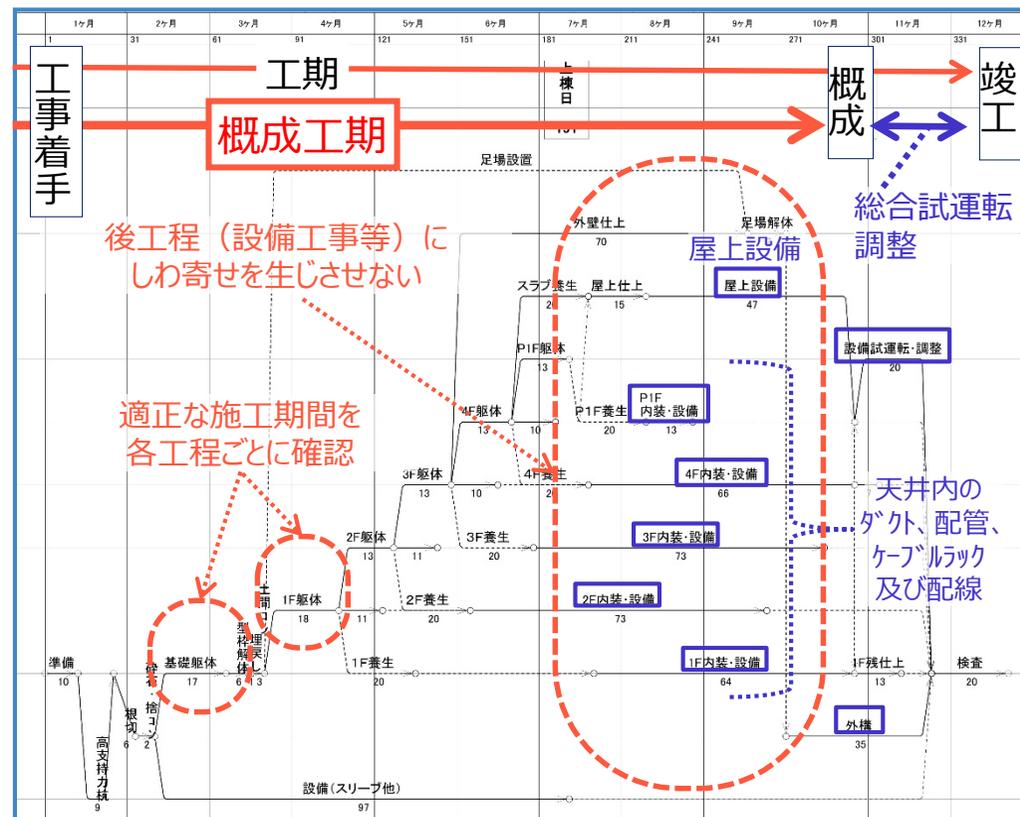
適正な施工期間の確保を、各工程ごとに確認

### 【確認内容】

- ① 概成工期
- ② 監督する工事の各工程の施工期間
- ③ 別契約の関連工事の施工期間
- ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間
  - ア) **天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線**
  - イ) **屋上設備** ウ) 総合試運転調整

○ 変更の場合も、必要に応じて、同様に確認

## ■ 建築工事の実施工程表の例



# 営繕工事における「週休2日工事のモニタリング」の実施

- 営繕工事では、原則、土日祝日は施工を行わないこととして、発注（「公共建築工事標準仕様書」に規定）  
現状では、週休2日が確保されない場合がある

⇒ 新たに、「週休2日(現場閉所)工事のモニタリング」を実施

## ■ 「週休2日工事のモニタリング」の概要

【対象工事】 原則、新築工事（延べ床面積約1,000 m<sup>2</sup>以上）のうち、

- 週休2日工事の目標設定（現場閉所の頻度を含む） について、受注者との協議が整ったもの

【施工段階】

- 現場閉所に困難な状況が発生 ⇒ 受発注者間で解決策を協議し、目標達成に努める

【工事終了後】

- 受発注者でアンケート調査を実施 ⇒ （目標未達の場合）阻害要因の把握、改善方策の検討

（参考）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（抜粋）

### 1.3.5 施工条件

(a) 施工時間は、次による。

- (1) 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

# 施工段階における設計者の遅滞ない「設計意図の伝達」

- 施工段階において、設計者に求められる対応（関係者間での遅滞ない合意形成のため）

【設計者】 施工者等に対し、各工程に応じて遅滞ない「設計意図の伝達」※を実施  
 ※工事材料、設備機器等の選定に関する助言等

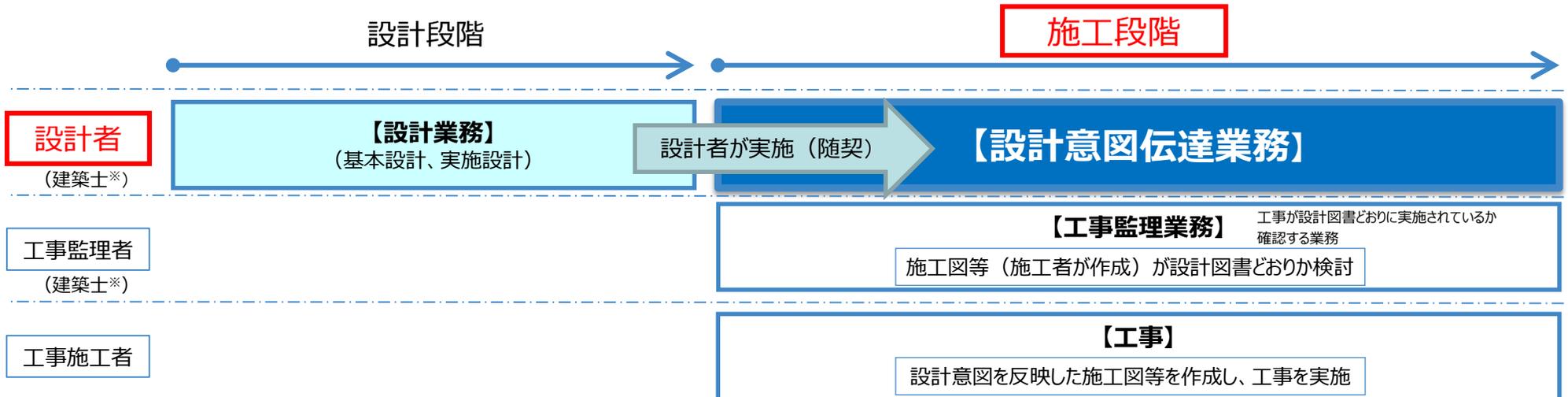


【施工者等】 設計意図に基づき、遅滞なく施工図等を作成し、各工事を円滑に実施できる

- 上記を確実にするため、「設計意図伝達業務」（施工段階の設計業務）において、新たに契約事項を規定

## 【契約事項の内容】

- 常に工事の工程を確認して、業務を実施すること
- 工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること 等



※ 建築士法により、設計・工事監理は建築士が行うことを義務づけ

ご静聴ありがとうございました

---